平成２８年（フ）第７１１号
川崎市宮前区初山１丁目24番30号　第３矢沢荘
債務者　佐野　京子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成29年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年４月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県淡路市育波2092番地　県営育波住宅103
債務者　辻　　誠也
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
大阪府守口市大庭町２丁目２番７号
債務者　辻　千恵子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４６号
神戸市中央区山本通４丁目24番３号　山本住宅203号
債務者　藤川　治子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５７号
熊本市東区御領６丁目８番13号　エルフィネス　407
債務者　藤崎　勝久
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　則子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
岩手県一関市山目字前田66番地１　ル・レーヴ106
債務者　坂屋　裕介
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　恒之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１号
相模原市南区相模大野７丁目36番１―521号
債務者　福島　真保
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片倉　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３号
島根県浜田市朝日町69番地18
債務者　三浦　義雄
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３９４号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル205号
債務者　足立　浩二
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江583番地２　ＣＲＥＡ　Ｂ
債務者　山城　和彦
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　吉朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５１２号
大阪府貝塚市新井152番地
債務者　古川　初美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
熊本市南区近見４丁目13番１号　902
債務者　髙木　康徳
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０００号
名古屋市守山区長栄15番２号　青山マンション103号
債務者　木原勇一郎（旧姓出﨑）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３号
熊本県葦北郡芦北町大字白木606番地
債務者　白畑　智之
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第５２９３号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1209号
債務者　安澤　康子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２１号
大阪府高槻市芝生町１丁目43番２号　ラ・ヴィレット202号
債務者　澤口　朋子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６３号
大阪府守口市西郷通２丁目８番３―201号、前住所大阪市西成区千本北１丁目１番６号　クワット千本アパート　203号
債務者　上田　宜央
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部